

太政官符民部省

源朝臣昭平、年七、

右左大臣宣奉勅件皇子宣依去年〇四年十二月二十五日勅書賜姓者省宜承知依宣行之符到奉行

右少辨

應和元年二月十九日

左大史

〔源氏物語一章〕無品親王の外戚のよせなきにてはたゞよはさじ、わが御世も、いとさだめなきを、たゞ人にて、おほやけの御うしろみをするなん、行きもたのもしげなること、おぼしさだめて、いよくみちくのざえをならはさせ給ふ、きはことにかしこくて、たゞ人にはいとあたらしけれど、みことなりたまひなば、世のうたがひおひ給ぬべくものし給へば。○中 源氏略

になしたてまつるべくおぼしおきてたり、

〔神皇正統記 村上〕源氏と云事は、嵯峨の御門、世のつひえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、すなはち御子あまた源氏の姓を給はる、桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓を給はり、平城の御子阿保親王の男行平業平等、有原の姓給る事も此後の事なれど、是はたまたまの義なり、弘仁以後、代々の御後は、みな源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は才不才によらず、國々に封戸など立られて、世のつひえなりしかば、人臣につらね官學して朝要にがなひ、器に玄たがひ昇進すべき御おきてなるべし、姓を給る人は直に四位に叙す、皇子皇孫に之當君りての事也、三位なるべしと云爲卿、三位に叙せしかば、是も當代にはあらず、御子大納言定かくて代々のあひだ、姓を給ひし人百十餘人もや有けん、然れど他流の源氏大臣以上にいたりて、二代と相續する人の今まできこえぬこそ、いかなる故ならんごおぼつかなけれ、嵯峨の御子、姓を賜ひし人二十一人、